

平成27年9月18日

平成27年台風第18号等による大雨に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成27年台風第18号等による大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

宮城県 2市1町(計3団体)
茨城県 8市2町(計10団体)
栃木県 4市1町(計5団体)

2 繰上げ交付額(11月定例交付見込額の3割)

7,420百万円

3 日程

平成27年9月18日(金) 交付決定

平成27年9月24日(木) 現金交付

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 八矢、江戸、秋葉
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成27年台風第18号等による大雨に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

<宮城県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
栗原市	1,423
大崎市	1,234
大和町	92
合計	2,749

<茨城県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
古河市	534
結城市	186
下妻市	238
常総市	299
守谷市	21
筑西市	598
坂東市	312
つくばみらい市	175
八千代町	136
境町	124
合計	2,623

<栃木県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
栃木市	715
佐野市	522
鹿沼市	429
下野市	258
壬生町	124
合計	2,048